

民事訴訟法基礎 (平成 29 年度)

【問 2】

MD 提記 裁判所は (ア) (イ) の心証に基づいて、A から B に甲土地の死因贈与があったものと認定し、X の請求を棄却することができるか。

大見規 此点、民事訴訟法は弁論主義を基本原則としているところ、裁判所が当事者から主張のない事実を判決の基礎とすることは許されないとされている (弁論主義の第一テーゼ)。

あつはゆ これを本問についてみると、甲土地を取得した経緯として、X は、生前に A が D から購入して便宜上 B 名義で登記をしていたにすぎないため、A 死亡後には自身が 2 分の 1 の割合を相続した旨を主張し、Y は、B 自身が甲土地を購入しており、B 死亡によって自身が甲土地を相続した旨を主張するものの、両者とも A から B への死因贈与があったという旨の主張はしていない。

結倫 したがって、裁判所は A から B に甲土地の死因贈与があった旨を認定し、X の請求を棄却することはできない。

以上

① 答の流は OK. 文章も書きやすい。
ただし、弁論主義の第一テーゼを論じる際、適用される事実が「主要事実」であることを指摘することが重要で。
つまり、本件に関与する「主要事実」が何であり、その頂いてい「主要事実」に該当するものであるか、どうかを認定する必要があり得る。

⇒ 請求原因・抗弁の考へ方。